

(写)

龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月24日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第33号

龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成17年龍ヶ崎市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用登録)</p> <p>第6条 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>3 第1項の規定による利用登録に関する受付時間は、<u>午前9時から午後5時</u>までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。</p>	<p>(利用登録)</p> <p>第6条 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>3 第1項の規定による利用登録に関する受付時間は、<u>午前8時30分から午後5時15分</u>までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。</p>

付 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。